

次に、川口雅敏委員、お願いいたします。(拍手)

○川口雅敏

それでは、中村委員に引き続きまして、自民党の最後の質問を行わせていただきます。

まず初めに、ひとり暮らしの高齢者に対する入居支援について伺ってまいりたいと思います。

我が国の高齢化率は、少し古い数字かもしれませんが、平成 29 年 10 月 1 日現在で 27.7%で、世界で最も高い水準となっております。本区において高齢化率は高まっていると思いますが、まず初めに、板橋区の高齢化率について、この現状についてお伺いをいたします。

○健康生きがい部長

よろしくお伺いいたします。

板橋区における高齢化率についてのお尋ねでございます。

本区における高齢化率につきましては、平成 31 年、本年、ことしの 3 月 1 日現在で外国人を含まない場合は 24.1%、外国人を含む場合は 23.1%となっております。また、国勢調査人口ベースで本区の高齢化率の推移を見ますと、平成 22 年時点では 21.3%、平成 27 年時点では 23.4%となっております。

本区の高齢化率につきましては、現時点では国全体の水準までは達しておりませんが、新たな板橋区人口ビジョンによりますと、平成 37 年時点で 23.7%、平成 42 年、2030 年時点では 24.4%、平成 47 年、2035 年時点では 25.7%と、今後も上昇していくことが予測されておりまして、さらなる高齢化の進行が見込まれているところでございます。

○川口雅敏

今答弁がありましたように、高齢化の進展は本区にとっても大きな問題であると思っております。このような状況の中で、高齢者の方々にとって大きな課題の一つに、住居の問題が挙げられるわけでございます。自宅は老朽化した、または、病院の近くの 1 階に住みたいなど、転居をせざるを得ない状況となり、物件を探す理由はさまざまかと思えます。賃貸住宅にお住まいの単身高齢者の方々は、高齢がゆえになかなか賃貸物件を契約させてもらえないという、非常に大きな問題を抱えております。

また、賃貸住宅には、契約期間が満了すると更新の手続が発生をいたします。この手続の中で退去を家主のほうから申し出られたらどうしようかとなるわけでございますけれども、これが公営住宅などに住んでいれば、退去の心配は余りしなくてもよいのですが、民間の物件ですと更新時の退去ですとか、あるいは何らかの理由によって賃貸住宅を探さなくてはならない状態になったとき、次の住宅が見つからない。空き室はあるけれども、契約させてもらえないという状況に陥ることになります。

そこで、板橋区には、居住支援協議会というものと聞いておりますが、その協議会のスキームなど、現状についてお伺いをしていきたいと思えます。

○都市整備部長

板橋区居住支援協議会のスキームと現状についてでございますけれども、区は、平成 25 年 7 月に高齢者、障がい者、ひとり親世帯など、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への居住支援を協議することを目的としまして、板橋区居住支援協議会を設置いたしました。

板橋区居住支援協議会は、平成 27 年 10 月から板橋りんりん住まいのネットとしまして、物

件紹介を中心とした予約制の相談窓口を毎週開設をしております。板橋りんりん住まいるネットでは、不動産関係団体の相談員と職員が対応いたしまして、相談内容に応じて福祉部門と連携しながら適切な支援サービスとして情報提供を行っているところでございます。

○川口雅敏

次に伺いたいのは、この居住支援協議会によって、昨年において高齢者の方に物件を紹介した件数及び契約が成立した数と成約率をお答え願えますか。

○都市整備部長

平成 29 年度の単身高齢者に限定しました物件紹介数に関しましては 21 件、成約件数は 12 件でありまして、成約率は 57%となっております。

○川口雅敏

紹介した物件数は無論のこと、成約数や成約率についても低い数字と言わざるを得ないと率直に申し上げます。高齢者のうち、特に単身の方は、お住まいを探すのは本当に大変だという声をよく耳にするとところであります。このような状況の背景には、貸し主であるオーナーさんのほうの事情もあると思いますが、私が調べたところでは、認知症になった場合の家賃の滞納、あるいは孤独死の可能性があるなど、高齢者に居室を貸す場合の懸念材料として挙げられております。

特に、入居していた単身高齢者の方が孤独死に至った場合では、物件の資産価値が下がってしまう。また、亡くなった方を誰が供養するのかといったような問題に直面することになるわけですが、簡単な問題ではありません。

そこで、本区においては、賃貸住宅の家主さんは同じような考えをお持ちでしょうか。その辺は調べたことがあるでしょうか。

○都市整備部長

板橋区居住支援協議会の実務者会議などにおきましても、構成員である不動産関係団体の方から、区内の賃貸住宅のオーナーの方々から、そのような同様な懸念をお持ちであるというようなご意見は伺っているところでございます。

○川口雅敏

やはりそうですね。家を貸すということは、大げさに言えば、その方の人生を預かることにもなると思います。非常に重いと言わざるを得ないと思います。

そこでお伺いいたしますが、ことしの1月から中野区では、単身高齢者の住宅確保支援制度、中野区あんしんすまいパックという事業を始めた、このような報道がありました。これは、区が民間事業者と協定を結び、民間事業者が入居者の安否確認、入居者が死亡した場合の葬儀費用や家財の片づけと原状回復にかかった経費を費用補償するというものでございます。

これと関連づけて質問をさせていただきますが、本区では、今年の夏に「高齢者・シニア世代生活ガイドブック」が発行されました。ここにあんしん居住制度との項目があるわけですが、その内容は、高齢者の負担によって見守りサービスや死亡時の葬儀、残存家具の処分等を行うと、こういうふうになりました。これは、板橋区でも実際実施しているのかと思いましたが、東京都の外郭団体、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが請け負っており、こういう制度を紹介しているものと拝見をいたしました。

そこで、気になったことがあります、この制度は住宅に住み続けるためにという項目に記載がありましたが、賃貸住宅の方には使えない制度なのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○都市整備部長

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターで行っておりますあんしん居住制度のサービス内容につきましては、賃貸住宅居住者の方についてもご利用いただけるものとなっております。

○川口雅敏

では、次に伺いますけれども、高齢者が負担する費用の問題です。板橋が紹介している都の制度と中野区の制度での費用負担は、どのような違いがあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○都市整備部長

まちづくりセンターで実施をしておりますあんしん居住制度につきましては、賃貸住宅居住者誰でも利用することができ、利用できるサービスの内容の組み合わせや支払い方法によりまして費用負担の幅があるものでございます。

一方の中野区の制度では、中野区内にあります民間賃貸住宅に居住している単身者、あるいは民間住宅に居住を希望している単身者が利用できるものとなっております、前年度の所得に応じまして、初回登録料を区が負担する内容と、こういうふうになっております。

○川口雅敏

中野区では、利用者的高齢者が亡くなった場合、葬儀に係る手配や葬儀費用の補償のほか、残存家具の片づけや原状回復に係る手配の実施及びこれに要する費用の補償を、葬儀費用との合計で 100 万円まで補償するそうでございます。この点について、区の認識はいかがでしょうか。

○都市整備部長

増加します単身高齢者の住まいを確保するためには、入居者の死亡時の葬儀ですとか、家財整理の費用補償といったサービスが求められていることは承知をしているところでございます。

○川口雅敏

この質問に当たって、実は去年、私の地域の不動産屋さんが家具の片づけとか葬式費用は出ないのかという、こういう問い合わせが何件かございました。そして、ちょうど中野区のあんしんパックが出たものですから、これについて質問を考えさせていただきました。

要するに、この質問を検討するに当たって、中野区の制度にたどり着いたわけでありましてけれども、一番感銘したところは中野区の姿勢なんですよね。中野区も単身高齢者が平成 32 年までに大幅に増加すると見込んでおります。そのような中で、他の自治体では委託が多く、内容や会社を選びにくいとして、このような独自の制度を構築をしたそうでございます。

その点、板橋区は、他の団体が行っている制度があるので、それを紹介しますということ、そのような姿勢だと私は感じております。私は、東京で一番住みたくなるまちの実現を標榜しておる板橋区としては、中野区のような主体的な費用を、定例で単身高齢者の支えとなる制度を実施すべきと考えておりますが、区の見解はいかがでしょうか。

○都市整備部長

現在、板橋区居住支援協議会では、単身高齢者の入居に対します家主の不安を和らげるため、区の緊急通報システムですとか、高齢者電話訪問等の見守りサービス等の普及啓発に努めているところでございます。

今後、単身高齢者の入居促進を図るため、板橋区居住支援協議会と連携しまして、先進自治体の事例を研究するとともに、適切な支援方法について検討してまいりたいと思っております。

○川口雅敏

以前、「暮らしやすいが、叶うまち。」というキャッチフレーズが表明されたと思いますけれども、子育て世代の定住化を目指すものという説明がありましたが、高齢者も同じだと思っております。住みなれた地域で住み続けられる施策が、今後ますます重要となってくると思っております。単身高齢者の居住実態を的確に把握していただき、ぜひとも区の前向きな施策の実施を強く要望して、この項を終わらせていただきます。

次に、高島平地域グランドデザインについて質問をいたします。

区では、平成 27 年に「願いに応え、みんなでつくる『高島平スタイル』」を将来像とした高島平地域グランドデザインを策定し、地域住民にとって課題の解決につながるさまざまな施策の実現に向け、取り組んでいると思っております。

しかしながら、取り組む対象となる課題が大きく、また 30 年というスパンといった非常に長い時間がかかることから、住民にとって進捗状況が非常に見えにくいという意見が多くあります。私もその一人でございますけれども、そこで、高島平地域のまちづくりに関する現在の状況と今後の方向性について、何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、高島平地域グランドデザインについて、現在の主な取組みについてお伺いをいたします。

○都市整備部長

高島平地域グランドデザインの現在の主な取組みについてでございますけれども、平成 27 年 10 月に策定いたしました高島平地域グランドデザインでは、その将来像の実現に向けまして、にぎわい、ウェルフェア、スマートエネルギー、防災の 4 つのテーマに沿った都市再生を進めていくとしておりまして、板橋区基本計画 2025 やいたばし No.1 実現プラン 2018 に反一 74 映して、全庁的に取り組んでいるところでございます。

特に、高島平のまちづくりを推進を担っております当部におきましては、UDCTak を活用しまして、その推進を図っているところでございます。

○川口雅敏

板橋区として、高島平地域における諸課題の解決に向けた検討を進めていると思っておりますけれども、この地域の大きな課題の一つとして、地域住民の高齢化がやっぱり挙げられていると思っております。これについて、現在の取組みの状況はいかがでしょうか。その辺、お伺いをいたします。

○都市整備部長

高齢化対策への取組みの状況についてでございます。

高島平地域では、高齢者を中心としました買い物に不便を感じる買い物弱者が増加している

ことですか、災害時に集合住宅におきまして、高齢者の安否確認が課題となっている状況にございます。

区では、こうした問題に対しまして、UDCTak におけるシンクタンク機能を活用いたしまして、大学連携プロジェクト等によります地域課題への対応を進めているところでございます。また、平成 28 年 4 月には、板橋区医師会在宅医療センターを医療、介護のワンストップサービスを目指した地域包括ケアの拠点モデルとしまして開設したところでございます。

○川口雅敏

高島平地域における今後の課題の中で、高齢化比率の上昇は近々の課題だと思っておりますけれども、区内でも横断的に検討してほしいと思います。このことについてはよろしく願いをいたします。

次に、高島平地域の検討において、アーバンデザインセンター高島平、いわゆる UDCTak の役割が大きいのと思っております。この UDCTak を活用したまちづくりの推進について伺いをいたしますが、これまで UDCTak はどういった活動をしてきたのか、その辺をお答えください。

○都市整備部長

UDCTak の活動についてでございますけれども、UDCTak では、高島平ヘリテージを初めとします 5 つの連携プロジェクトを行うとともに、旧高七小跡地を含む公共用地の再整備についても独自の検討を重ね、国に対しまして研究報告をしたところでございます。

また、実際のまちづくりや担い手育成につながるようなアーバンデザインスクールを開催いたしましたり、地域の既存イベントへの積極的な参加によりまして、UDCTak の認知度の向上やまちづくり機運の醸成を図っているところでございます。

○川口雅敏

ことしの 3 月 1 日で、高島平という地名ができて 50 周年と、こういうことになるんですけれども、これをみんなでお祝いしようとして、UDCTak でも企画会議を立ち上げて、地域の皆様に呼びかけてイベントなどを検討したと伺っております。このように地域に溶け込んで一緒に考えていくということは、非常に大事なことでありますとも思っております。

しかしながら、これまで UDCTak はいろいろなことをやってきていると、区当局は今答弁されておりますけれども、実際にまちでは、この活動が見えにくいというご意見をお聞き、きしているところでございます。この活動が見えにくいという地域の意見について、区はどのような認識をお持ちなのか、その辺はいかがでしょうか。

○都市整備部長

UDCTak の活動の見える化についてでございます。

UDCTak は、専用ホームページですとかフェイスブックを活用しました発信、それから UDCTak ニュースを発行するとともに、既存の地域イベント等におきますブース出展など、見える化に努めてまいりました。また、イベント実施に際しましては、町会ですとか自治体の協力のもと、地域の掲示板等に広告をしているところでございますけれども、イベント等の参加者については多くなっていない状況となっております。

さらなる活動の見える化におきましては、発信情報の仕方も含めまして、対応策を考えてい

きたいと考えております。

○川口雅敏

要するに、高齢化の人がパソコンとかそういうのを恐らく見ないんじゃないかなかなと思っておりますので、そのようにご答弁されましたけれども、なかなか見えにくいという意見は本当に重要だと思っておりますので、耳を傾けていただきたいと思います。

この UDCTak には、センター長や副センター長などに、東大の大学院の教授や准教授などが参加をされております。また、大東文化大学の先生もメンバーには入っているけれども、区内大学との連携も密にされているようです。このように東大などの学識経験者の先生方が役員として参画されている中で、その先生方は、高島平の将来についてどのような点を指摘されているのか。問題点も、先ほど申し上げました高齢化もあるでしょうけれども、それを逆手にとって、ある意味では課題をチャンスに生かしながら、高島平のポテンシャルをどう見据えているのか。UDCTak の中で出された先生方のご意見をお示し願いたいと思います。

また、東大大学院の教授であるセンター長の UDCTak における会議の出席状況、毎回出席されているのか否かもお答え願いたいと思います。

○都市整備部長

UDCTak の学識者の意見についてでございますけれども、高齢化問題につきましては、課題として挙げられておりまして、高島平での高齢化対策が全国モデルとなるよう、買い物弱者対策としましては次世代移動手段の開発にも目を向けるなど、積極的に取り組んでいるところでございます。また、そのほかにも学識者からは、高島平地域の都市再生では、旧高七小跡地の活用に向けた提言もいただいているところでございます。

それから、UDCTak の会議におきますセンター長の出席についてでございますけれども、センター長にお願いしております会議につきましては、必ずご出席をいただいていることになっております。

○川口雅敏

必ず出席している。UDCTak センター長は、アーバンデザインセンター方式のオーソリティーと言われている方でございますので、高島平地域の将来のために、ぜひともお力をおかりして、よりよい方向性を示していただきたいと思います。

次に、現在着手している活動や今後の中期的な活動についてお伺いをいたします。

○都市整備部長

UDCTak の今後の中期的な活動についてでございますけれども、UDCTak は、これまで地域の課題解決ですとか研究活動を初め、まちづくりの担い手育成とまちづくりの機運の醸成を行ってまいりました。

中期的な活動といたしましても、適宜活動や組織のあり方を見直しつつ、長期的、継続的な事業となるように体制強化を図りながら、当面シンクタンクとしてこうした活動を地道に継続していくことが大切であると考えております。

○川口雅敏

インターネットなどで活用できる媒体を通じての現状の周知や、実際に外に出て事業を行いながら、まちの方々に UDCTak が動いているということを積極的に示してほしいと思ってお

ります。

また、ホームページの中で、「UDCTak は、まちづくりの進捗に応じて体制を柔軟に変化させます。当面は板橋区が運営や活動費の多くを担いますが、今後、自主財源の確保により、自主的な運営体制への移行を目指します」と、こういうことが書いてあるわけですが、それでも、自主財源とはどんなようなことを指しているのか、その辺をお答え願えますか。

○都市整備部長

千葉県の柏の葉やさいたま市の大宮にありますアーバンデザインセンターなどでは、法人化をされておりまして、センター自身が委託事業者としてまちづくり事業を受託することで収入を得ていると聞いております。

UDCTak におきましても、補助金や助成金のほか、法人化をした場合には、シンクタンク機能を生かしながら委託事業の受託を行うことで自主財源を確保していくことを考えております。

○川口雅敏

なかなか実際、自主財源の確保は難しいのではないのでしょうか。区としては、こう表明せざるを得ないものとは多少理解をするところでありますが、この問題に関しては、また別の機会にお聞きをしたいと思っております。

次に、高七小跡地を含む公共用地の整備についてお伺いをしてまいりたいと思います。

この質問も総括質問で何度も繰り返しておりますが、これまでこの旧高七小跡地を含む公共用地の再整備の方向性について、どのように検討してきたのか、その辺をお伺いいたします。

○都市整備部長

旧高七小跡地を含む公共用地の再整備の検討についてでございますけれども、区は、昨年 6 月から 8 月にかけて、区有地周辺地権者に対します施設の老朽化ですとか、今後の施設運営に関しまして意向の聞き取り調査を実施するとともに、UDCTak のワークショップ等の結果から住民意向を分析してまいりました。

また、旧高七小跡地を含む公共用地活用につきましては、単独開発と連鎖的な都市再生の可能性の比較について検討を行ってまいりました。

○川口雅敏

この旧高七小エリアについて、区はリーディングプロジェクトと言いながら、なかなか手がつかない状況が長く続く中で、地域の方々は半ば諦めムードが漂っているのではないかと、私はそのように感じております。区民である地域の方々が地域の課題に対して関心を寄せなくなることは、非常に大きな問題だと思うのでありますけれども、区の見解はいかがでしょうか。また、対策は何か検討されているのか、その辺をお伺いをいたします。

○都市整備部長

区民の関心とその対策についてでございます。今回、UR 都市機構が UR 賃貸高島平団地の位置づけを変更した背景には、区が高島平地域グランドデザインに基づく施策展開によりまして、まちづくり情勢の機運を図っていることが認識されたものというふうに考えております。

今後としましては、区としまして、公共施設の早期整備を含めまして、関係者と協議をしながら慎重かつ戦略的にまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○川口雅敏

高島平地域の地域グランドデザインでは、連鎖的な都市再生の追求として、建物方針や土地利用転換による地域課題の解消をうたっているところでもありますけれども、このエリアの動向としては、何かありますか。その辺はいかがでしょうか。

○都市整備部長

地域の動向についてでございますけれども、昨年 12 月に UR 都市機構は、UR 高島平団地の活用の方向性を、団地の一部について建てかえを含めた再生手法を検討すると位置づけております。区は、UR 都市機構の公表を受けまして、公共施設の利便性向上を見据えた移設と、計画的な建物更新や連鎖的な都市再生の可能性と必要性を議会に報告しまして、区民に公表したところでございます。

○川口雅敏

また、UR が UR 賃貸住宅ストック活用・再生ビジョンを公表しておりますけれども、この中で、高島平関係では、建てかえを含む再生手法を検討中とのことでもありますけれども、このことについて区側はどんな認識をお持ちなのか、その辺はいかがでしょうか。

○都市整備部長

地域のシンボルと言えます UR 高島平団地の位置づけを変更されたことにつきましては、今後の高島平地域の都市再生を進める上で好機というふうに捉えております。区としましては、高七小跡地を含む公共用地を活用した連鎖的な都市再生の実現に向けまして、UR 都市機構と連携し、検討を始めたところでございます。

○川口雅敏

じゃ、この項の最後の質問ですけれども、高島平地域の課題解決において、特に住宅のインフラの関係では、UR との密接な連携については論をまたないことであると考えておりますけれども、この点を踏まえて、高島平地域の都市再生について、区の見解を伺っておきたいと思えます。

○都市整備部長

連鎖的な都市再生では、計画的な建物更新が可能となりまして、現状の敷地での建てかえが困難な状況を打開し、理想的な街並みが形成されるなど、さまざまな可能性が考えられると思えます。そのためには、旧高七小跡地を有効に活用し、公共施設の早期整備や利便性向上なども見据えた移設など、事業手法の検討を進め、戦略的に都市のデザインをしていこうと考えております。

そのためには、東京都や UR 都市機構と連携を図りながら、来年度から具体的な市街地整備の行政計画を作成を進めてまいりたいと考えております。

○川口雅敏

私も、もうほとんど地元なものですから、私の思いというか、高島平地域はさっき言ったように高齢化率が区内でも高い地域であります。地域の方々には、早く方向性を区から示してほしいという思いが強くあります。言いかえれば、次世代である子や孫の世代に対して、少しでも住みよい高島平を残したいということでもあります。私はそのように理解をしております。お孫さんが成長され、子どもを持つ時期となったときに、高齢化が進み、お子さんの遊び相手も

ままならないとしたらどうでしょうか。他の地域に引っ越そうと思うのは、そういう気持ちが出てくるのではなかろうかなと思います。

そうならないように、区には、ある程度投資的な部分も必要だと私は思っております。将来像を示してほしいと、私は区がどういうふうなことで、グランドデザインをどういうふうにしていきたいかということをも早く地域の方に理解をしていただくのが一番大事だと思っているんですけれども、そのようにぜひ進めてもらいたいなと思っております。答弁は結構です。

次に、旧保健所の未利用地の活用について質問してまいりたいと思います。

平成 21 年に新保健所の庁舎が大山東町に建設をされ、保健所の機能を初め、板橋健康福祉センターなどが新庁舎に移転したところであります。以来、約 10 年間の間、旧保健所は最初のころは文書倉庫等に使用されたと思っております。その後、庁内にあった文書が引き上げられ、今は 1 階部分の窓が板などで閉じられております。誰も中に入れないような状況になっておるわけでございますけれども、このように私は認識しておりますけれども、文書を別の場所に移転をし、閉鎖管理となった経緯をお伺いをいたしたいと思っております。

そして、新南館が建設されることになり、保健所跡地も何らかの活用が必要であるとして、文書移転が行われたと記憶をしておるんですが、その辺もいかがでしょうか。

○政策経営部長

よろしくお願いいたします。

旧保健所についてのご質問でございます。

旧保健所は、平成 20 年度末に閉鎖をしましてから、平成 27 年度までは南館改築におけます物品倉庫、あるいは PCB の保管庫、平成 28 年度までは文書倉庫として活用してきたところでございます。この間、

旧保健所跡地につきましては、民間活用の活力の活用によります検討を含めまして、さまざま検討してきたところでございます。また、並行して北館改修の手法やその時期についての検討も進めてきたところでございます。旧保健所の跡地につきましては、事前に土壌調査を行う必要があるため、実際に活用する時期に解体工事を行うことが効率的であると考えまして、それまでの間は閉鎖管理とすることとしたものでございます。

○川口雅敏

旧保健所の跡地活用につきましては、一般質問や予算委員会、あるいは常任委員会で多くの議員が区側の姿勢について質問をしてまいりました。そのたびに、区当局はさまざまな計画の名称を挙げては、検討する、決定するなどの答弁だったように記憶をしております。

一例を挙げてお伺いいたしますと、昨年の予算委員会の総括質問で、政策経営部長の答弁の中に、来年度に予定している個別整備計画の改定とあわせまして、区にとって最も最適な活用方針を検討、決定していきたいと思っております、このような答弁がございました。今私が読み上げましたが、このような答弁を聞きますと、来年度、何らかの検討がなされて決定がされてくるかと、このように思われたわけでございますけれども、多分私だけではなく、予算委員会ですから、全委員のうち多くの方が私と同じように受けとめていると思っております。

そこで、結果はどうだったかと申しますと、今年度、旧保健所の跡地活用について、具体的なものは何も決定されなかったと認識をしております。これでは前の答弁と食い違いが生じて

いると思うわけでございますけれども、これに対して区の見解はいかがでしょうか。

○政策経営部長

今回の個別整備計画の改定に当たりましては、公共施設等ベースプランとして No.1 プラ・81-ン 2021 に包含することとして、実施計画や経営革新計画との関係性を明確にしたところでございます。

ご指摘のとおり、旧保健所の検討につきましては、おこなっているのは正直事実だというふうには私も認識してございます。本庁舎周辺の公ノ共施設の再整備の対象の施設として、新計画に位置づけて検討してきたところでございます。今年度の目途に個別整備計画の改定と並行して活用方針を検討してきたところでございますが、具体的な活用方針を決定するまでには至っておりません。

旧保健所だけではなく、情報処理センターや北側の公有地も含めました本庁舎周辺の区有地を活用した公共施設の再編整備の検討が欠かせないことから、新たに 10 月にサウンディング型の市場調査を実施することとしまして、こういった一定の時間を要したことは事実でございます。ただ、この間、検討につきましては、着実に進めてきたというところでございます。

○川口雅敏

今、部長の答弁の中に、サウンディング型というのが出てきました。これについてちょっと聞きたいと思います。

サウンディング型市場調査についてお聞きをしますけれども、去る 1 月の企画総務委員会で、旧保健所跡地及び区役所北側区有地並びに情報処理センターについて、民間資源の活用、民間事業者の参入意欲、また市場性の把握を対話で行うというサウンディング型市場調査を実施したとの報告がございました。

そこで、お聞きをいたしますけれども、このサウンディング型市場調査が発案された経緯をお聞きしたいと思います。この市場調査による他の自治体における先進事例が存在するか否かもお伺いしたいと思います。

○政策経営部長

本庁舎周辺の公共施設につきましては、今お話がございましたように、旧保健所跡地北側の公有地、情報処理センターそれぞれ施設の改修時期や老朽化の度合いなど、さまざまそれぞれ課題を有しているところでございます。

また、利活用に当たりましては、財政的な負担の軽減は重要な課題でございまして、これを解決する方策の一つとしまして、民間から見た区有地の有効活用手法、こちらを把握するため、国交省などが推奨してございます公有地活用の手法として、官民連携事業でございます民間事業者から提案をいただくサウンディング型市場調査を実施したところでございます。

サウンディング型によります公共施設の活用としましては、全国の地方自治体では、平成 28 年度では 85 件、平成 29 年度では 190 件、近いところでは横浜市などが先進的な事例として取り組んでいるところでございます。

○川口雅敏

隣の豊島区は、旧区役所跡地と隣地の旧豊島公会堂跡地等を活用して、区立芸術文化劇場が入るハレザ池袋を建設をしておりますが、これは平成 25 年に跡地利用構想を発表して、来年

の夏に完成するそうであります。片や、板橋区は 10 年もたっても何も決まっていない。この差はどこから来るのか、その見解を伺っていきたいと思います。

○政策経営部長

豊島区も、平成 21 年の新庁舎の整備基本計画の策定に始まりまして、現在の活用方針が定まるまでには、旧庁舎周辺の活用構想をさまざま検討する中で、取りまとめるために一定の時間を要してきたというように認識してございます。

区も、跡地活用の方針が定まれば、一定の手続が必要でございますが、事業化に時間がかかるものではないと考えております。旧保健所も保健所機能廃止後、財政状況を考慮し、耐震補強などの対策を講ずることなく利用できる文書倉庫等として活用してまいりました。南館開所時の物品等の保管場所としての利用後、平成 28 年度末の文書倉庫としての機能を廃止してから 2 年経過する中で、本庁舎周辺の再整備の方針策定が急務であることは承知してございます。

これまでも、区議会から PFI や PPP といったような民間活用の検討をすべきとのご意見や、他の施設を移転させるべきなど、さまざまなご提案をいただく中、検討を重ねてきたところでございます。方針を定めさせていただいた後には、遅滞なく事業を進められるように取り組んでまいりたいと考えております。

○川口雅敏

板橋区は、残念ながらこのような跡地活用については非常におくれているというか、時間がかかっているということを常に私は感じておるわけですがけれども、話を戻しますけれども、10 年間の歳月を経て、サウンディング型調査にたどり着いたと理解をしますけれども、企画総務委員会では 6 月に最終方針を議会に報告すると、そういうふうな説明があったそうです、ありました。

そこで、少し気になる点があるんですけれども、来る 4 月には区議会議員選挙が実施するわけでございます。議会が跡地活用方針に意見を述べる機会がないということでございます。選挙がない年であれば、閉会中の委員会が 4 月や 5 月にあるわけですがけれども、そこで中間の報告をいただいて、議会として意見を述べるのが可能であったわけです。私たちは、区民の意見の代弁者としてこの議会に立たせていただいているわけですから、そのように私は思っております。この保健所跡地の活用という区政の重要課題について、区側が検討しているさなかに意見を申し述べられないというのは、これはいかがなものかなと思っております。この点について、区の認識を伺っていきたいと思います。

○政策経営部長

2 月の企画総務委員会でご報告したとおり、6 月の委員会におきまして、旧保健所跡地を含む本庁舎周辺の公共施設の再編整備につきまして、方針をご報告する予定でございます。6 月にご報告した際に、区議会におけます議論、ご意見を踏まえまして方針を固めていきたいというふうに考えてございます。そういった意味では、その後の調整や委員会への再度のご報告、こういったものを視野に入れているところでございます。

○川口雅敏

さらに、ちょっと聞いていきたいんですけれども、区民の要望や声については、どのように把握するつもりでおるか、その辺の見解をお尋ねします。

○政策経営部長

これまでも旧保健所の跡地活用につきましては、区議会を初め、多方面からさまざまなご提案やご要望をいただいております。基本的には、本庁舎の至近の立地を生かして、例えば児童相談所の設置市事務など、将来を見据えました本庁舎機能の充実、集約によります行政機能、こちらの適正配置を中心に考えております。

改めて、直接区民の皆様からご要望をいただく機会を設ける予定はございません。これまでいただいたご意見を受けとめ、区全体を俯瞰し、総合的な視点で、旧保健所を含みます周辺の再整備の方針を策定していく予定でございます。

○川口雅敏

この保健所跡地等の利活用では、区役所北館の大規模改修も関連してくると思っております。そのように私は思っております。北館の大規模改修では、いながら改修という手法をせざるを得ないと思いますが、一時的に北館にある部局を外に出さなくてはならないと思うわけでございますけれども、その一時移転先として、保健所跡地として新たにできる建物が充てられることになる、こういうふうには思っておるわけですが、そこで伺いますけれども、北館の大規模改修の工期や移転に伴うスケジュールは、現在どのような、どの程度確定をしているのか、はたまた確定していないのか、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長

北館改修のスケジュールでございます。

本庁舎北館の改修に向けましては、平成 27 年度に劣化診断調査、それから平成 29 年度には易区体の中性化調査等を実施したところでございます。その結果、コンクリート強度につきましては、設計時以上に保たれてございます。また、構造的な問題はなく、中性化につきましても配管部分に一部進行が見られましたけれども、勇区体部分は進行がほとんど見られず、北館の長期使用が可能であるということを確認をしたところでございます。

一方、設備機器につきましては、更新時期が来ているものがありまして、こちらについては早期に対応していく必要があるということでございます。

こうした調査結果を踏まえまして、北館の長寿命化改修につきましては、今回公共施設等のベースプランで示しましたとおり、第 2 期、2026 年度以降とさせていただきたいと思っております。その一方、老朽化している受変電設備、非常用発電機設備等の設備機器については、実施計画いたばし No.1 実現プラン 2021 でお示したとおり、2020 年度に設計を行い、2021 年度に工事に着手するといった予定でございます。

○川口雅敏

区役所の北館は、昭和 62 年竣工ですので、現在 32 年が経過をしようとしております。おおむねの改修時期の目安となるのが築後 40 年、あと 8 年しかないわけでございますけれども、この期間の中で、北館の大規模改修を完了させることとなると、受け皿がこの保健所跡地の建物はそれまでに完成させる必要があると思うんですけれども、そうすると残された時間は余りないと思うんですけれども、その点について区の認識を伺いたいのと、今後 6 月に出される最終方針の内容、中身については、どの程度の完成度を指すものなのか、言いかえれば最終方針発表後、直ちに保健所を解体し、新たな建物建築となるのか、その辺はいかがでしょうか。

○政策経営部長

既に、北館改修の手法や時期の検討は進めております。これと整合を図りながら、旧保健所の活用方針を早急に定め、現行の建物の解体に着手したいと考えております。今年度実施をいたしましたサウンディング調査をもとに、旧保健所を含めました本庁舎周辺再整備方針の検討の熟度を上げまして、区議会へご報告後、ご意見等を踏まえまして具体化を図り、スケジュールを決めていくこととしたいと思っております。

また内容といたしましては、事業手法や想定をいたします執務面積、実現する機能を明らかにする予定でございます。

○川口雅敏

今回、民間事業者に意見を聞いたということですが、民間業者は採算性を第一に考えていると思います。その採算性を考えるに当たりまして、どの程度の期間で採算がとれると業者が回答しているのか、5年なのか、10年なのか、20年なのか、その辺はいかがでしょうか。

○政策経営部長

この前のサウンディング調査での事業者からの聞き取りということでございますけれども、なかなか数十年後の景気の状態や市場動向を予測することは困難であるため、あくまでも一般的なこととございしますが、民間事業者も、住宅系であればおよそ50年から70年、商業系であれば20年から30年が採算性を考慮した事業期間となると聞いております。

旧保健所において、手法はどうであれ、民間活用によります活用を図ることとなった場合には、事業期間は導入する内容によって異なってくるため、最適な事業期間の設定となるよう検討していきたいと考えております。

○川口雅敏

そうすると、やはり採算性を検討すると、建物の上部にマンションなどを建てて、資金の回収を図ろうとするものと私は思っておりますけれども、それでは板橋駅前や上板橋駅前と同じような気がしてなりません。

56万人の区民のための施設を考えたときに、行政ならではの考え方が出てくるのではないかと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。見解をお示してください。

○政策経営部長

事業採算性だけを考えれば、事業者が言うように分譲マンション等、そういった選択肢が考えられるということでございます。ただ、そうした事業展開は現時点で私ども考えてございません。

旧保健所におきましては、あくまでも本庁舎機能の充実、集約、行政機能の適正配置を目指すことを第一に考えておりまして、これに沿って旧保健所を含む本庁舎周辺の再編整備につきまして、方針を定めてまいりたいと考えてございます。

○川口雅敏

じゃ、この項の最後に、現在の旧保健所の建物の強度に関連して伺ってきたいと思います。

次期 No.1 実現プラン 2021 では、旧保健所の解体が平成33年度となっております。これまで多くの議員が指摘をしてきた旧保健所の月区体の脆弱性を考えると、遅きに失するものではないかと考えておりますが、区の見解はいかがでしょうか。

○政策経営部長

旧保健所の活用につきましては、区としても優先して検討すべき事項の一つと捉えてまいりました。一方で、先ほど来からご説明しているとおり、施設の整備には多額な経費が必要となるため、施設更新の優先順位を比較考慮しつつ、いかに経費の圧縮が図れるかを検討してきたところでございます。

耐震性に問題のある建物を存置することが望ましくないことや、本庁舎周辺にございます貴重な資産でございます旧保健所の活用策を決めることに時間を要していることにつきましては、ご指摘のとおりでございます。有効な活用になるよう鋭意検討し、6月にご報告をさせていただきます。

○川口雅敏

以上で、旧保健所の問題について質問をしましてまいりましたけれども、駅から大変近くにある区民の大切な財産を一刻も早く有効活用することを要望して、この項の質問を終わります。

以上で、3時休憩に入らせていただきたいと思います。委員長、よろしくお願いします。

○委員長

川口雅敏委員の総括質問の途中でありますが、議事運営の都合上、暫時休憩いたします。なお、委員会の再開時刻は午後3時25分といたします。

休憩時刻午後2時53分

再開時刻午後3時25分

○委員長

休憩前に引き続き、予算審査特別委員会を再開いたします。それでは、川口雅敏委員の総括質問を続けます。川口雅敏委員、お願いいたします。

○川口雅敏

それでは、休憩に引き続きまして質問をさせていただきます。

最後に、昨年度に引き続き、児童相談所の設置に関する質問を行います。皆さん周知のことだと思いますけれども、昨年3月2日に品川児童相談所管内である目黒区において船戸結愛ちゃんが聞くにも堪えないほどの大変痛ましい養父及び実母の虐待により死亡させられ、わずか5年間というはかなくも短い生涯を奪われたことは記憶に新しいことだと思っております。

政府はこの事件を受けて、昨年7月20日、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定により取りまとめました。それにもかかわらず、また、千葉県ではありますが、柏児童相談所管内におきましては、やはり野田市の小学校4年生10歳の栗原心愛さんが、両親による虐待について児童相談所はもとより学校に対しても幾度となく発信をし、児童相談所も学校もその事実を十分に認識していたにもかかわらず、虐待により命を奪われるという痛ましい事件が繰り返されたわけでございます。何ともやり切れない思いですが、改めてお二人のご冥福をお祈りいたします。

児童相談所における児童虐待相談対応件数については、厚生労働省が調査を開始した平成2年度以降、一貫して増加の一途をたどっており、平成29年度の速報値では、全国で13万3,778

件に上り、また児童虐待による死亡事例も各年度でばらつきはあるものの、心中による場合を除いても、平成 28 年度までの 10 年間の平均で 1 年間におよそ 54 人のとうとい命が奪われています。

また一方で、日本小児科学会では、実際は虐待で死亡した可能性のある 15 歳未満の子どもの数は厚生労働省が集計している数の 3 から 5 倍であるという報告をしております。いずれにしても、虐待により死亡したという事実からは、目黒区や野田市で起こった事件も決して特異、もしくはまれなことではないというのが現実でございます。もちろん、目黒区や野田市で起こったことは、2021 年度から児童相談所等の開設予定をしている板橋区にとっても大変衝撃的な事件であったわけでございます。

そこで、質問をいたします。初めに、目黒区での事件を受けて、政府は、先ほど言った政府による緊急総合対策に基づき、昨年 12 月 18 日に児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定いたしました。その強化プランの中で、児童相談所の体制強化について 6 項目にわたって言及をしております。その 6 項目の内容について、概要で結構ですので教えていただきたいと思っております。

○子ども家庭部長

児童虐待防止対策体制総合強化プランは、地域における相談体制と専門性強化を進めるため、児童相談所及び市町村の体制整備について 2019 年度から 2022 年度までの計画を作成したものでございます。この新プランの中で、児童相談所の体制強化として示されているのは、児童福祉司の増員、スーパーバイザーの増員、児童心理司の増員、保健師の増員、弁護士の配置による法的対応強化、一時保護の体制強化の 6 項目であります。

特に重要な点としましては、児童心理司の配置基準の見直しで、1 人当たりの業務量が 40 ケース相当となるよう児童相談所の管轄区域の人口 4 万人当たり 1 人から、3 万人当たり 1 人とした点でございます。

○川口雅敏

今答弁がありましたけども、端的に言えば、2022 年度までに児童福祉司の 1 人当たりの業務量を 50 ケース相当から 40 ケース相当になるよう、児童相談所における児童福祉司の配置基準を管轄区域の人口 7 万人に 1 人から 4 万人に見直したものを、さらに 3 万人に 1 人に見直すことに代表されるように、大幅な人員体制の増員を図るというものと理解をするところであります。

そこで、この強化プランを受けて、一時保護所も含め、児童相談所の開設に向けて板橋区として今後の運営方針や人員体制など、改めて見直したということはあるでしょうか。ありましたら教えていただきたいと思っております。また、特になければ、その理由をあわせてお聞きいたします。

○子ども家庭部長

先ほど申し上げました児童虐待防止対策体制総合強化プランは、子どもの命を守ることを何より第一に据え、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの児童虐待の取組みに加え、さらに進めていくため設定したものでございます。この児童虐待防止対策の強化に向け、板橋区としましては、国や東京都の動きと連動し、

児童相談所におきましても、現在人員体制について必要な見直しと取組みを進めております。

○川口雅敏

いずれにしても、児童相談所を運営している以上、結局のところ人材確保が最も重要な課題であり、かつ永遠のテーマであるということが言えることと思います。

それでは、次に、昨年も質問しましたが、人材確保に関する事項につきまして、もう少し具体的な質問に入りたいと思います。

初めに、人材確保に関する質問の前に、現在考えている児童相談所及び一時保護所の組織体制についてどのような構想を持っているのか。所長は部長なのか、課長なのか、もしくは係長なのか。幾つの課、もしくは幾つの係から構成をされるのか、なるべく具体的にお聞かせください。

○子ども家庭部長

区の児童相談所につきましては、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能をあわせ持つ(仮称)子ども家庭総合支援センターとしての整備を進めてございます。具体的な組織のあり方は現在検討中でございます。例を示しますと、先行している江戸川区につきましては、所を統合する部長級が1人、課長級が3人という形での組織の構成をしているところでございます。そういったものを参考としながら、国の動向、東京都との協議等を踏まえて検討を続けているところでございます。

○川口雅敏

先ほどから、私は虐待相談のことに特化して質問しているように思われますが、もちろん児童相談所としては虐待だけに対応すればよいわけではないわけです。虐待と同様に重要かつ多様な業務を遂行していかなければなりません。相談業務の種類1つをとっても、虐待相談に代表される養護相談、一般的な健康管理に関する保健相談、発達障がい相談など、7種類の相談業務から成る障がい相談、虞犯行為等及び触法行為等の相談から成る非行相談、そして不登校相談など5種類の相談業務から成る育成相談など、大変多岐にわたり、かついずれも高度な専門性が要求される相談に対応しなければなりません。2021年度の開設ともなれば、設置するための国への政令指定の手続などを考慮すると、既にしっかりとした組織体制が確定していなければならないと私は思っております。

そこで、人材確保について質問をいたします。昨年の総括質問でも質問しましたが、新たに政府による総合強化プランが示されたこともありますので、改めて開設当初における児童相談所及び一時保護所の職種別の職員配置数を確認させてください。

○子ども家庭部長

児童相談所や一時保護所への職員配置につきましては、昨年9月に策定いたしました(仮称)子ども家庭総合支援センター基本計画の中で、児童福祉法及び児童相談所運営指針等による基準に従うとともに、区が設置する児童相談所として着実に運営できる人員体制を確保しております。この計画では、児童相談所につきましては、児童福祉司25人、児童心理司11人、弁護士、医師、または保健師、その他、事務職員など、合計55人の配置、一時保護所は、児童指導員や保育士を20人、その他、看護師や非常勤職員など、合計32人の配置、さらに子ども家庭支援センター機能として必要人員を配置しております。

ただ、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、開設時における職員配置人数について、現在、新プランの基準に沿うように見直しを進めているところでございます。

○川口雅敏

政府によって策定をされた児童虐待防止対策体制総合強化プランによって、当然のことながら、より一層人材確保をめぐる環境は厳しさを増したと認識をしております。

それでは、もう一步踏み込んで、現在までのそれぞれの職種別の人員の確保数及び開設までの人材確保についてのロードマップを改めてお聞きいたします。

○子ども家庭部長

板橋区の児童相談所の開設時期を見据え、福祉職、心理職の専門職を計画的に採用することとしておりまして、採用した専門職につきましては、平成 30 年度は福祉職 2 名、心理職 3 名を子ども家庭支援センターに配属し、31 年度は心理職 3 名が配属される予定であります。児童福祉司は、任用資格を持つ職員の人事異動で対応するほか、福祉職の経験者採用を活用することで確保し、児童心理司は毎年度 3 名から 4 名程度段階的に採用することで確保していく考えでございます。

○川口雅敏

今伺っただけでも、私は 2021 年度中の開設までにそれだけの人材を確保することは大変厳しいということだと思います。

それでは、開設時において、スーパーバイザーの確保の見込みは本当にあるのでしょうか。昨年も同じ質問をさせていただきましたが、その際理事者側からは、任用資格のある者のほかの児童相談所への長期派遣、任期つき採用による有資格者の採用、そして東京都からの派遣の 3 つの方法があると考えたと伺いましたが、その後の進捗状況、もしくは見込みを具体的にお伺いいたします。

○子ども家庭部長

今委員からご説明のありました手法につきましては、現在も方針として変更はございません。現在、任期つき採用制度の検討を進めておりまして、児童福祉司、児童心理司のスーパーバイザーの採用人数と採用期間が最長で 5 年となることを踏まえ、採用時期について検討しているところでございます。

○川口雅敏

そうすると、希望と見込みは根本的に違うわけでございますけれども、1 年を経過しても余り進んでいないのかなと。スーパーバイザーはおろか全ての職種において確保する見込みについてはいまだなかなか難しいんじゃないかなという理解をしております。

もう一度確認しますが、円滑な児童相談所及び一時保護所の運営を可能とするために、2021 年度中の開設までに国が求める弁護士の方の常時配置を含め、全ての職種について、質及び量ともに確保できると言えますか。それをお聞かせ願いたいのと、また、できるとしたら、その根拠もあわせて伺いをいたします。

○子ども家庭部長

児童相談所に配置する職員は、弁護士や医師、学習指導員、警察 OB など、さまざまな専門分野から成る職種の者が必要になってございます。現在、子ども家庭支援センターで実施して

おります要保護児童対策協議会においては、専門分野に係る関係機関の方々との連携が整っておりまして、児童相談所の設置に向けてのご協力をいただけるようお願いをし、打ち合わせを進めているところでございます。

こうした地域資源である関係機関と相談しながら、専門職種の確保に努めていきます。ともあれ、必要な人員が確保できない限りは施設の開設ができませんので、各担当所管で責任を持って、高い使命感を持って人材確保に努めてまいります。

○川口雅敏

次の質問に入りますけれども、職員の東京都及び他の自治体の児童相談所への派遣研修の職種別、男女別の実績及び来年度の予定についてお伺いをいたします。

また、児童相談所は新規採用者の研修の場ではないという理由から、受け入れを行っている自治体からは、新規採用者については、採用初年度からは派遣研修を受け入れることができないとしていること、また派遣期間は原則として2年とされていることについて確認をさせていただきます。

○総務部長

平成27年度から平成30年度までの児童相談所等への派遣研修修了者につきまして、まず事務は男性1名、児童指導は男性1名と女性3名の計4名、保育士は女性3名、福祉は男性2名と女性1名の計3名であり、合計11名となっているところでございます。

平成30年度からの継続の派遣者は児童指導は女性1名、福祉は男性2名の計3名、保育士は女性1名であり、合計4名でございます。

平成31年度の新規派遣者は、事務は男性2名、児童指導は女性1名、保育士は女性5名、福祉は女性1名、心理は男性2名と女性1名の計3名ということで、合計12名の予定でございます。平成31年度の派遣研修職員は、平成30年からの継続4名と平成31年度新規12名の合計16名というところで、その男女比は、男性6名に対して女性10名といったものでございます。

それから、新規採用職員の派遣に関しましてですけれども、児童相談所に新規採用の職員を派遣すると、受け入れ側が公務員としての基礎から教えて込まなければならない等、負担も多くなるということでございまして、区から新規採用職員を派遣することは避けているところでございます。

次に、派遣研修期間でございますけれども、東京都につきましては、専門職が2年、事務職が1年間となっております。その他の自治体については、双方の協議により、1年ないしは2年となっているところでございます。

○川口雅敏

確認しますけれども、2021年度中の開設ですから、新規採用者の派遣研修は、再来年度以降は実施できないという理解で間違いないでしょうか。また、なぜ男性が3人だけなんですか。虐待における介入などの公権力の行使や一時保護所の運営を考慮すると、こんな男女比では本当に大丈夫ですか。現状に関しどのような認識を持っているのか。また、今後の是正に向けての計画があるのか、その辺はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○総務部長

専門職の派遣研修期間は原則 2 年ということでございまして、2021 年度中の開設予定ということでございますので、理論的には 2019 年度新規採用者を 2020 年度に派遣するのが最後ということになります。しかしながら、1 年間の派遣研修が可能な児童相談所等の活用、あるいは開設後も必要に応じて派遣するということも可能でございますので、その辺につきましては総合的に判断をさせていただきたいと考えてございます。

また、児童相談所及び一時保護所の運営には男女バランスを考慮した職員配置が求められるということは、派遣研修先の実情等からも確認をしているところでございます。開設後の男女バランスを考えますと、開設までに派遣研修を経験した専門職の男性職員、これを一定程度確保する必要があるというふうに考えてございまして、今後ふやしていくものと考えてございます。

ということで、男女バランスを考慮した職員配置が求められるということでございますので、今後男性職員の派遣をふやしていく方向で予定をしてございますが、ただ、派遣研修職員につきましては、1 年単位で通勤や勤務形態が大きく変わるということでございますので、庁内公募に応じられる職員みずからの意思による場合と所属等からの打診に対して了承を得た上で決定しているという実情がございまして。なるべく多くの職員、特に男性職員に職務のイメージを持たせる必要があるというふうに考えてございまして、派遣研修修了者の経験を伝える機会を設ける等の取組みを主管課と連携をして実施をし、希望する職員の掘り起こしをしていきたいと考えてございます。

○川口雅敏

担当者の方たちは、2021 年度中の開設に向けて、一生懸命にみずからの職務を誠実に遂行しておりますけれども、法令上、採用行為においては男女の指定はできないことになっていると伺っております。その辺もぜひ確認をしてください。

次の質問に移ります。

これも、昨年の総括質問で伺いましたが、再度確認をさせていただきます。

開設時当初において、一時保護所を含む児童相談所に配属される職員のうち、児童相談所等の相談業務に従事経験がある職員の割合は職員全体の半分、5 割以上ということでありましたが、これに変更はありますか、確認をします。

○子ども家庭部長

区におきましては、実務経験を持つ職員の養成のため、児童福祉司、児童心理司につきましては、その配置予定数の少なくとも 5 割は児童相談所への長期派遣を行うこととしておりまして、変更はございません。

○川口雅敏

児童相談所及び一時保護所の全ての業務を円滑に運営できるか本当に心配でございますけれども、あえて列挙させていただきますが、虐待など養護相談、保健相談、視覚障がい相談、言語発達障がい等の相談、肢体不自由児相談、重症心身障がい相談、知的障がい相談、知的おくれによる言葉のおくれ相談、発達障がい相談、虞犯行為等相談、触法行為等相談、不登校相談、性格行動相談、しつけ相談、学業不振などの適性相談、家庭環境による言葉のおくれ相談、その他の相談に加え、一時保護所の業務、これら全てに対応しなければなりません。この見解

を伺います。

また、これに関連して、先月、厚生労働省から、児童相談所で虐待相談の対応を行う児童福祉司については、一時保護所の補佐や子育て相談などを経験した職員に限定する旨の児童福祉法改正法案を今通常国会に提出をし、2022 年 4 月から施行を目指すという発表がありました。このことについては、板橋区としてどのように受けとめていますか。それをお答え願いたいと思います。

○子ども家庭部長

児童相談所で行う各種相談のうち、非行、虞犯、または一時保護所の運営等に係る相談以外のものについては、板橋区として何らか各所管で受けているところであり、一定の知見はあるものだと思っております。現在、区におきましても、虐待案件の対応や相談支援を子ども家庭支援センターで行っておりまして、児童相談所と連携し、困難な案件にも対応しているところでございます。児童相談所への長期派遣のほかに、配属職員には毎年児童相談所での短期研修を実施するとともに、特別研修所の専門研修を受講するなど、業務の円滑な運営に向け、職員のスキル向上と体制の充実を図っているところでございます。

また、厚生労働省の児童福祉司の任用要件についてのお話でございますが、報道によりますと、児童虐待防止のため、厚生労働省は児童相談所で虐待対応を行う児童福祉司の任用要件を厳格化する方針を決めたということであります。現在、児童福祉司の任用要件につきましては、医師、社会福祉士などの有資格者のほか、児童福祉事業での経験などを定めておりますが、子どもや保護者に接することがない事務作業でも経験と認められることから、今回、相談、援助業務の経験が必要と明記し、任用要件を厳格化しようとするものであります。児童福祉司は子どもの最善の利益のため、相談に応じ専門的技術に基づいて必要な指導を行う児童相談所の専門職員と認識しておりまして、その任用要件においても適正に業務が行えるものであることが望ましいと考えております。

○川口雅敏

次の質問に入りますけれども、特別区においては、児童相談所を設置するためには、国からの政令指定が必要であります。昨年の理事者側の答弁では、開設時期のおおむね 3 年前から、政令指定に関する事前協議、2 年前に政令指定の国への要請、1 年前に政令指定を受け、開設年に設置報告を行うとして、そのための前提要件である東京都との確認作業が平成 30 年度から始まる見込みであると、このように言っておりましたけれども、現在の進捗状況はいかがでしょうか、お答え願います。

○子ども家庭部長

平成 29 年 6 月から、先行する 3 区と東京都の間で児童相談所設置計画案のモデル的確認作業が実施され、3 区の調整状況を設置希望区にフィードバックすることで各区が設置に向けた準備を進めております。先行 3 区の確認作業をまだ継続しておりますが、今後は国への政令指定の時期を見据えながら、これまでの確認作業で出された意見や指摘事項などを踏まえて、設置計画全体を再調整し、引き継ぎの実施体制を中心に東京都による最終的な確認が行われる見込みでございます。

この 3 区の確認作業とは別に、一時保護所に関しましては、東京都と設置区において、設計

図面等をもとにした詳細な意見交換を行っておりまして、板橋区もこの２月に東京都との図面確認を実施したところでございます。

○川口雅敏

端的に言って、政令指定に対する見通しについてはまだ立っていないということだと思います。

また、2021 年度中に児童相談所の開設を予定している区は、板橋区を含めて 4 区あると聞いておりますが、そうした中で、板橋区が東京都との確認作業について確実に来年度中に入れる見込み、もしくは東京都の間で確約か何かがあるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○子ども家庭部長

東京都から続く設置区の確認作業がいつ始まるかという情報はまだ入っていないところでございますけども、先行 3 区の確認作業のフィードバックがあることから、その作業はかなり省力化されることが想定されます。先行 3 区も現在東京都との確認作業中ではありますが、国への事前協議にも動いているところでもあります。国の政令指定の手続に関しても、必要なタイミングで動いていきたいと思っております。

また、現在東京都と板橋区の間で確認作業に入る時期についての申し合わせは行われておりません。まずは、先行する 3 区が確保作業を終え、政令指定の申請を行うこと、その流れを着実に踏襲していくことが、板橋区の児童相談所設置に向けての道のりであると考えております。

○川口雅敏

次の質問ですけれども、昨年、一昨年と質問をしてきましたが、児童相談所の設置に関して、東京都と財政調整交付金の協議の進捗状況と国に対する必要な措置に関し具体的な動きがありましたら教えてください。

○政策経営部長

児童相談所の事業は、法により特別区が実施できる事業でございまして、特別区以外の自治体が普通交付税で財源措置されているところでございます。したがって、特別区が政令指定を受け、児童相談所を開設した場合、財政調整交付金により措置されるものであることは、都区双方の認識は一致しているところでございます。

財政調整交付金に関しましては、平成 31 年度の財調協議は不調となつてございます。なお、特別区におけます標準的需要額が確定しないと、測定単位が定まらないため、現在は 32 年度に向けまして、算定項目、交付金の種別、財政調整交付金の財源配分の割合の変更を申し入れている段階でございます。国に対する働きかけといたしましては、児童相談所の設置運営が円滑に行えるよう、国による支援措置の確実な履行、財政支援の充実強化、及び専門研修の充実など、特別区長会から機会を捉え再三要望活動を行っているところでございます。

○川口雅敏

昨年の理事者からの答弁では、特別区長会において国に対して要求すると具体的な措置項目についてどのようなものをお願いしていくのか検討しているところであります。また、より正式に申し出をしていきたいと、このように言っておったわけですが、今の答弁を聞くと余り進んでいないと思われるんですけども、また東京都との財政調整交付金に関する協議につきましても、今年度の協議結果を見ると、児童相談所関連経費については具体的な議論ができ

なかったと、こういうふうに言っております。東京都との協議も国と同様であると私は理解をしております。

次の質問に入りますけれども、児童相談所及び一時保護所が求められる機能を発揮するためには、その前提として、教育委員会を初めとした各部署との連携はもとより、他団体との連携が不可欠であると思います。まず、現在関係部署との連携について具体的な協議を行っているのか伺っていききたいと。それと、また、児童虐待の未然防止と早期発見につなげるために、大田区では、先月の15日に、区内5警察署と連携協定を締結をしたと聞いております。板橋区においては、警察署に限らず、他団体との連携について具体的な動きはあるのかどうか。あるのであれば、他団体としての実施時期を含め教えていただきたいと思います。

ちなみに、大田区は2022年3月の児童相談所の開設を予定していると伺っておりましたが、現在は開設時期については未定となっております。2021年度中に児童相談所の開設予定をしていた区は6区と伺っていたんですが、予定をしていた豊島区、大田区はなぜ延期をしたのか、その辺の把握はしておりますか。お伺いをしていききたいと思います。

○子ども家庭部長

まずは、連携についてでございます。

板橋区では、子ども家庭支援センターで実施する要保護児童対策地域協議会や板橋区子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業を活用して、教育委員会事務局を初めとした庁内関係部署や学校・保育園などとの連携を図っております。特に、要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を設置して、それぞれの立場での連携と情報共有を図っているところでございます。子ども家庭支援センターでは、個別ケース会議をそれぞれの事案別に開催をし、所管の役割分担や見守り方針、連携方法の調整を行っておりまして、今後とも積極的に取組みを進めていくものでございます。

次に、連携協定の関係でございます。

板橋区では、児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、昨年2月2日に、区内3警察署と児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定を結んでございます。子ども家庭支援センターでは、従来から区内3警察署の協力を得て、児童の安全確保に取り組んでまいりましたが、協定の締結により一層綿密な連携ときめ細かな情報共有の進展が図られていると考えております。今後、子ども家庭総合支援センターが設置された場合には、さらにさまざまな機関団体との連携が必要になると考えております。この総合支援センターの設置を見据えて、関係団体との連携のあり方や協定について具体的な検討を進めてまいります。

あとは、2021年度中に開設予定の区の延期の事情についてということでございます。

他区の開設時期につきましては、各区それぞれの事情がございまして、その詳細については区として把握しているものではございません。しかしながら、先ほども出ました児童虐待防止対策体制総合強化プランによる人員体制の確保から見直しを行う区もあると聞いているところでございます。

○川口雅敏

延期する豊島区とか、大田区は、私はいろいろ事情を聞いておりますけれども、それはまたの機会に言いたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、出口論についてお聞きをします。

一時保護所に保護をされた児童の保護できる期間は、原則として最大 2 か月です。その期間中に保護された児童の様態に応じて、単に親元に返すべきケースもあるかもしれませんが、児童相談所及び一時保護所が設置されれば、区内において乳児院や児童養護施設、児童自立支援施設や里親制度の拡充など、出口論の整備充実は必須の条件であると思います。今後、板橋区としてどのように取り組んでいくのか、考え方をお尋ねいたします。

○子ども家庭部長

まずは、一時保護所に保護された児童のうち、家庭に戻らない児童は、乳児院、児童養護施設や児童自立支援施設などに入所するか、もしくは里親に委託されることとなります。委員ご指摘のとおり、乳児院や児童養護施設、児童自立支援施設、里親の拡充は必須のものと考えております。この入所先の施設や委託先の里親につきましては、児童相談所を設置した特別区と東京都が広域利用することが想定されておりまして、現在両方で協議が行われているため、その動向を注意深く見守る必要があると考えております。

現在、板橋区では、新しい社会的養育ビジョンでも求められている里親委託率向上に向けた取り組みとして、里親制度の啓発やリクルートに資する事業を東京都の北児童相談所と共同で実施しているところでありまして、こういった各種の対応により拡充を進めていきたいと思っております。

○川口雅敏

これまでかなり詳細な部分まで質問をさせていただきました。また、自分なりに率直な意見を述べさせていただきました。私は、板橋区が児童相談所及び一時保護所を整備するということについては反対はしておりません。設置すべきだとむしろ思っております。しかしながら、昨年も言わせていただきましたが、児童相談所及び一時保護所については、児童の生死に直接かわる大変厳しい業務を執行する施設ですので、板橋区においては、2021 年度中の開設予定をしているわけですがございますけれども、開設当初は、ハード及びソフトの両面において、完璧な施設でなければならないと私は思っております。仮に当初の開設予定に条件が一部でも欠けている状況であれば、開設を延期する選択をすべきだと私は思っております。

ましてや、坂本区長もご存じだと思いますが、先月の 27 日に自民党の特命委員会は中核都市と特別区に児童相談所の設置を義務づけることを盛り込んだ政府への提言をまとめ、政府が今国会に提出する児童福祉法や児童虐待防止法などの改正案に反映させることを目指すとしております。厚生労働省は自民、公明からの提言を踏まえ、今月中の閣議決定に向けて関連法案の内容について最終調整を進めているとしております。法律が改正されることによって、当然のことながら、国及び東京都から、物的、または人的、財政的な保障がされるはずだと私は思っております。改正法の成立を待って、改めて法律の内容を精査した上で、開設時期を後ろに倒す選択肢もあり得るのではなかろうかなと思っております。その際は、坂本区長の勇気ある決断をお願いしたいと思っております。

以上で自民党の総括質問を終わりますが、今年度で退職される渡邊健康生きがい部長、七島福祉部長、矢嶋教育委員会事務局次長を含む 148 名の皆様、本当にありがとうございました。お世話になりました。以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございました。(拍

手)

○委員長

以上で、川口雅敏委員の総括質問は終了いたしました。